

埼玉県看護師等育英奨学金 被貸与者選考審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県看護師等育英奨学金（以下「育英奨学金」という。）の被貸与者を適正に審査するため、埼玉県育英奨学金被貸与者選考審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、次の事項について審査する。

- (1) 埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例及び埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則の規定に基づく貸与の決定に関すること。
- (2) その他育英奨学金の貸与に関し、必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の職にある者をもって構成する。

保健医療部医療政策局長

保健医療政策課長

医療人材課長

医療人材課副課長（育英奨学金を所管しない副課長）

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は保健医療部医療政策局長をもって充てる。

4 委員長は委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

(委員会の開催)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会を開催する必要がないと認めた場合は、委員会の開催に代えて、委員全員の回議により審査することができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、保健医療部医療人材課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。